

## CIQ

### CIQの概要

CIQとは、税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)の略で、人や貨物の国際的な移動の際に港湾、空港でCIQ手続きが必要となります。

税関は関税等の徴収や密輸出入の取り締まりを行っており、財務省が所管しています。出入国管理は旅券(パスポート)や査証(ビザ)等の審査を実施しており、法務省が所管しています。検疫は感染症などの国内侵入を防ぐための検査を行っており、人や食品の検査は厚生労働省、動植物の検査は農林水産省が所管しています。

### 急増する訪日外国人旅行者数とCIQ体制の確保

2016年の訪日外国人旅行者数は過去最多の約2,404万人となり、初めて2,000万人に達しました。また、2017年はこれをさらに上回ることが確実視されています。こうした近年急増している訪日外国人旅行者に対応したCIQ体制を確保するため、さまざまな取り組みが行われています。

港湾における事例としては、外国人クルーズ乗客に対する入国審査手続きの円滑化が挙げられます。これまでは、寄港地上陸許可制度を活用した特例措置として、外国のある地域から日本を経由して外国の別の地域に赴こうとする外国人クルーズ乗客を対象に、入国審査において顔写真の取得を省略し手続きを円滑化する特例措置が実施されていました。しかし、この特例措置は外国のある地域から日本に寄港し、外国の同じ地域に戻るような外国人クルーズ乗客は対象とならず、効果は限定的でした。そこで、2015年1月に創設された船舶観光上陸許可制度では、こうしたこれまで特例措置の対象とならなかった外国人クルーズ乗客も対象とすることで、入国審査手続きの円滑化を図ることができる対象者を大幅に増やしました。また、寄港地上陸許可制度による上陸期間は72時間以内ですが、船舶観光上陸許可制度の上陸期間は最大30日(日本国内の寄港地が1ヶ所である場合は7日)まで認められます。こうした取り組みにより、外国人クルーズ乗客がより長く寄港地観光の時間を確保することが可能となります。

### クルーズ船の寄港増加と港湾におけるCIQの課題

世界のクルーズ人口が増加する中、アジア市場の成長とクルーズ船の大型化を背景として、アジアのクルーズ人口が増加しています。我が国においては、特に中国や台湾を発着地として寄港するクルーズ船が急激

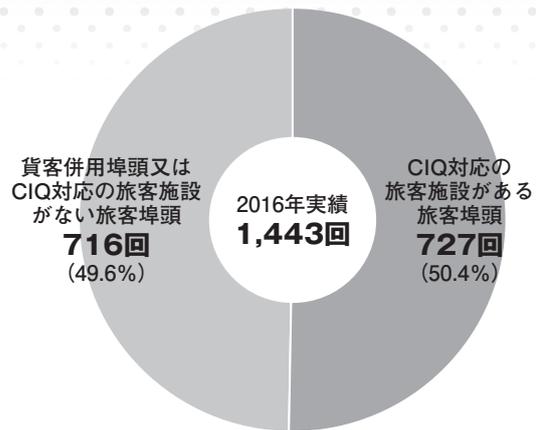


図1 クルーズ船の貨客併用埠頭又はCIQに対応した旅客施設のない埠頭への寄港の割合

に増加しており、2016年の訪日クルーズ旅客数は前年比78%増の199.2万人、我が国港湾へのクルーズ船寄港回数は前年比39%増の2,017回(外国船社1,443回、日本船社574回)と、いずれも過去最高を記録しました。

しかしながら、日本ではこうした急増するクルーズ船による訪日外国人旅行者に対応する受入施設が不足しています。2016年の外国クルーズ船の寄港回数1,443回のうち、約半数の716回は貨客併用埠頭又はCIQに対応した旅客施設のない旅客埠頭への寄港でした(図1参照)。そのような場合には、船内に臨時のCIQ審査会場を設けるなどにより対応しており、審査の効率性等の観点から課題があります。

### 国土交通省港湾局における取り組み

以上のような状況から、急増するクルーズ船の寄港と訪日クルーズ旅客に迅速かつ効率的に対応するため、国土交通省港湾局は、国が指定した「国際旅客船拠点形成港湾」において、旅客施設等に投資するクルーズ船社に岸壁の優先使用を認める制度を創設しました。これらの制度により、民間投資を活用し、CIQに対応した旅客施設等の整備を促進しています。

例として、「国際旅客船拠点形成港湾」のうちの1つである八代港では、国、熊本県とクルーズ大手のロイヤル・カリビアン社(RCL社)が連携し、国際クルーズ船の形成に取り組んでいます。RCL社はCIQに対応するとともに商業施設を併設した旅客ターミナルの整備を行います。



図2 八代港に寄港する大型クルーズ船「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」